

# 宮崎東病院会議室利用規定

## (目的)

第1条 この規定は、宮崎東病院の大会議室・小会議室（以下「会議室」という。）の利用の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

## (利用施設の範囲)

第2条 この規定の適用を受ける範囲は、新病棟1階の大会議室、小会議室及びこれに附属する設備をいう。

## (利用手続)

第3条 職員以外の者で会議室及びこれに属する設備を利用しようとする場合は、予め申請書（様式1）を管理課に提出し、病院長の承認を受けなければならない。

2. 前項により病院長が承認した場合は、許可書（様式2）を申請者に交付するものとする。

## (利用の範囲)

第4条 会議室内においては、原則として申請書に示した本来の目的以外に使用してはならない。

## (弁償)

第5条 利用者は、故意又は重大な過失により、建物及び設備等に損害を与えた場合は、自らその弁償の責任を負うものとする。

## (その他)

第6条 この規定に定める事項の細部については、病院長が定める細則によるものとする。

## 附 則

この規定は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成29年10月 1日から改訂する。